**平成２６年（フ）第１９９号**
北海道旭川市東光３条３丁目３番３号
破産者　福田　春美
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第３７号**
福島県須賀川市岡東町71番地　大進ハイツ202号、住民票上の住所福島県須賀川市矢田野字藤原175番地
破産者　兼子　里美
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

**平成２６年（フ）第５４号**
福島県須賀川市岩渕字植松12番地
破産者　関根さゆり
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

**平成２６年（フ）第７３０号**
東京都大田区中馬込１丁目７番２号　小澤方
破産者　荒井　蓉子
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第３５号**
石川県野々市市扇が丘24番37号
破産者　川本　忠男
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

**平成２６年（フ）第３３号**
静岡県駿東郡長泉町竹原178番地の２、前住所静岡県駿東郡長泉町竹原374番地の１　シャルマンコーポ竹原211号
破産者　遠藤　輝彦
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２６年（フ）第３４号**
静岡県駿東郡長泉町竹原178番地の２、前住所静岡県駿東郡長泉町竹原374番地の１　シャルマンコーポ竹原211号
破産者　遠藤千惠子
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２６年（フ）第１２３号**
静岡県富士宮市小泉1645番地　市営上小泉住宅１―５
破産者　赤池　順子（旧姓中野）
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

**平成２６年（フ）第１９７号**
静岡県浜松市東区白鳥町68番地の１　Ｋ―ｃｕｂｅ　Ｂ
破産者　久野　　壽
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２６年（フ）第４７０号**
京都市右京区山ノ内赤山町１番地
破産者　南　　圭只
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２６年（フ）第６０３号**
京都市北区紫野西泉堂町52番地８
破産者　服部　和夫
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２６年（フ）第１２１号**
奈良県大和郡山市北大工町14番地１　シティパレス21柳町Ｐ―Ⅱ205号
破産者　芳本　健吾
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

**平成２６年（フ）第１６０号**
高知市横内153番地95
破産者　諏訪　泰子
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

**平成２６年（フ）第１８号**
福岡県みやま市瀬高町高柳227番地１
破産者　久冨　亮治
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

**平成２６年（フ）第３４号**
熊本県八代市海士江町3464番地１
破産者　吉野　栄起
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

**平成２６年（フ）第１３号**
宮崎県都城市都北町5701番地
破産者　中原小夜子
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

## 破産手続終結及び免責許可決定

**平成２５年（フ）第２４８１号**
札幌市清田区北野７条４丁目13番11号、開始決定時の住所札幌市白石区栄通15丁目15番24号
破産者　大黒谷秀一
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第１３５号**
川崎市幸区南加瀬３丁目20番14―106号、前住所埼玉県所沢市東所沢１丁目10番地６　プラティーク東所沢Ａ―103
破産者　吉岡　裕作
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係